

太子町耐震改修促進計画とは

○「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、住民の生命・財産を守るため、耐震性のある建築物を利用できるよう、これまでの取組み状況等を踏まえ、新しい考え方の目標を設定し、これからの取組みの方向性を示すもの。

改定の背景

○平成 20 年度策定の計画が平成 27 年度に最終年度をむかえた
○大阪府耐震改修促進計画審議会から答申を受け、大阪府の耐震改修促進計画の改定

構成

- 現状と課題
 - 1.住宅
 - 2.多数の者が利用する建築物
 - 3.町有建築物
- 基本的な方針
- 目標
- 目標達成のための具体的な取組み
 - 1.住宅
 - 2.多数の者が利用する建築物
 - 3.町有建築物の耐震化への取組み
 - 4.国及び府有建築物等の耐震化への取組み
- 耐震化の促進への社会環境整備
- その他関連施策の促進
 - 1.居住空間の安全性の確保
 - 2.ハザードマップの活用
 - 3.2次構造部材の安全対策
- 推進体制の整備
 - 1.庁内等の連携
 - 2.所管行政庁との連携
 - 3.大阪建築物震災対策推進協議会との連携
 - 4.関係団体との連携
 - 5.自主防災組織、自治会等との連携

基本的な方針

1.目標の定め方

○2段階の目標を掲げ耐震化を促進
住民がめざす共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という2段階の目標を掲げ、耐震化を促進

2.取組みの視点

- 総合的な耐震化の促進
耐震改修だけでなく、建替え、住替えなど、さまざまな施策に取組む
- 効果的な耐震化の促進
施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住む人のニーズを踏まえ、住宅の種別、地域特性に合った耐震化を促進

3.役割分担

- 住宅・建築物の所有者の役割
原則として、所有者が自らの責任で行う
- 行政の役割
より多くの住民の生命・財産を保護するため、所有者の取組みをできる限り支援。自らが所有する建築物は、しっかりと耐震化を推進
- 関係団体や企業等の役割
住宅・建築物に関わる事業者は、適切に住宅・建築物の耐震化が図られるよう、社会的責務を有することを認識し、建物所有者等から信頼される取組みを実施

4.計画期間

○平成 28 年度から平成 37 年度まで

目標

1)耐震化率

安心・安全な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を住民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、住民がめざすべき目標として掲げる。

①住宅の耐震化率：
平成 37 年度までに 95%（現状の耐震化率 85%）

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：
平成 37 年度までに 95%（現状の耐震化率 87%）

2-1)民間住宅・建築物の具体的な目標

- 住宅
 - ・耐震性が不足する住宅 565 戸（住宅・土地統計調査からの推計値）すべてに確実な普及啓発（意識向上）
 - ・特に木造戸建住宅について、重点的に施策展開
- 多数の者が利用する建築物
 - ・耐震性が不足する建築物すべてに確実な普及啓発

2-2)公共建築物等の具体的な目標

- 町有建築物
 - ・引き続き耐震化を進め、災害時でも必要な業務を継続できるよう取組む

目標達成のための具体的な取組み

- 住宅、多数の者が利用する建築物について、広報の他、ダイレクトメールや戸別訪問等による確実な普及啓発
- 耐震シェルターの設置など、最低限「生命を守る」耐震化の促進や、取組みの優先順位の設定など、さまざまな取組みを実施
- 町有建築物については、引き続き耐震化を進めるとともに、住民生活を支えるために災害時でも必要な業務を継続できるよう取組む

耐震化の促進への社会環境整備

- 関係機関と連携した高齢者向け住宅等への住替え支援や建替え促進策を検討
- 耐震改修の促進につながる税制改正や国庫補助の拡充、創設等を府を通じて国へ提案・要望

その他関連施策の促進

- 居住空間の安全性を確保するため、家具の転倒防止の対策や防災ベッド、耐震テーブルの活用を促進
- ハザードマップ等を活用し、防災意識や耐震化意欲の向上を図る
- ブロック塀や屋外広告物、天井、エレベーター等の 2 次構造部材について、普及啓発等による安全対策を促進

推進体制の整備

○部局を横断した体制づくりや、大阪府、国はもちろんのこと、住民、民間事業者などが、協働して取組むことができる体制を整備